

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請事務フロー

『受領委任払いフロー』	『償還払いフロー』
①相談 被保険者からケアマネジャーに受領委任払いでの福祉用具購入について相談してください	①相談 被保険者からケアマネジャー又は福祉用具販売業者へ福祉用具購入について相談してください
↓	↓
②受領委任払同意 被保険者、ケアマネジャー及び福祉用具販売業者が協議し、居宅介護等福祉用具購入費の代理受領に関して同意します	↓
↓	↓
③購入	②購入
↓	↓
④支給申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、福祉用具購入費支給申請を行います ・介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任用) ・領収書(購入した費用の利用者負担額) ・市長あて請求書 ・購入した福祉用具のパンフレット ・居宅介護等福祉用具購入費の代理受領に関する申出書	③支給申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、福祉用具購入費支給申請を行います ・介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書 ・領収書(購入に要した費用) ・購入した福祉用具のパンフレット
↓	↓
⑤支給申請の決定及び支給 市は、④の申請について、書類審査の結果により支給決定し、被保険者に介護保険受領委任払支給(不支給)決定通知書を送付後、福祉用具販売業者の指定口座に振込みます	④支給申請の決定及び支給 市は、③の申請について、書類審査の結果により支給決定し、被保険者に介護保険償還払支給(不支給)決定通知書を送付後、被保険者の指定口座に振込みます